ホ 2
620
3上

水加2
620
3止

宮城県図書館蔵書

山響冊子巻三

すゞろ巻

○菅曾　百張蘓我　麻蘓義乎波理

大祓詞ニ天津菅曾乎本苅斷末苅切氏ハ針ヲ取辟氏ニ云ル祝詞考ニハ弥フみく菅とナラ多ラム割と云ふ。そゝ針ちく佐ニハ針ちそゝ云フ刀を用ル物ヲ。ふく刀ニ切ルニ同しちゝ。此ハ近ちく云ふ當ちれ。ちゝ。然ちと後釋ニ。針ハ借字ちて。菅れ葉と細く數條ニ割ちん。針ちて割ちとハ。ハ針ヲと

云ひてそ言ふこゝろなる。雖しられ人皆右れ
考説と異なるものなれ。
遠ふくら中部ゝ居住し彼幸手なるそ女童
ゝ。年々夏ゝ菅ゝ。菅又ハ俗云かや草此も菅の
一種丸菅なるを取来て本末を切て縫針以て
真割なるけるゝ。其貌
かくの如く長サ二尺許なるゝ。蔓むしもきとゝ物れ實ゝ
なるゝ漆なるして髪の飾ゝ懸物なる結なる
ゝ。ゝ持なるわゝ。せとせゝうり以前なるゝ。
常ゝをしりざなるつゝ。

髪の飾ゝきぬのさいでをかくるやうゝなるり
ゝ。ゝなるしう稀ゝなるりきて。そハ女なるりあても。又
かゝほとりゝ。これ古き代のてゝぶりゝ遺れるゝて。
のみ遺りるゝ。
彼詞ゝ。針ゝ取壁なるゝ。割と云物なる
なるゝ。神樂譜ゝ。○中臣れ天の小菅と割ゝ
祈ゝなるゝ。ゝのゝ。信ゝれ浄く清
そくしきゝ。比ゝ細ゝ。今世ゝ繭の接糸をす
う糸ゝゝも。若其細く白き状ゝ。彼真割ゝ麻
ゝ似ゝ故ゝやなるゝ。又菅と曾宜ゝ云ふれハ。
須賀ゝゝも。真割ゝ。故のなるゝ。須宜と割と音の通

ふを思へバ須宜曽義ハ割毛てよられ給りさるみ
ものらじう細き物と毛と云ハ今の世の言ふと毛の
如しと云
彩ひなり何ゆゑ割て用ふるハ右の神楽歌を
ふゑ明ふるハ考ふるなれ如く針以て弥回割ゆゑ
ニ八針とそ云ふ萬葉巻十七ニ大船乎荒海
ニ小榜出八船多氣とふふ船を弥度たげふて
八ッの船とふふ此ハ若針以て八度割と八針ニ取
辟とふ雄ふ船を八度たげふも八船多氣と
そ云ふとかふて処とふ云べし
又此ニ合ふ大神宮儀式帳ニ百張蘰我乃國

ふふふ針ふて菅を百ふ割ふふ拙訓ふ侍
熟田社寛平縁起ニ倭建命御歌ニ麻蘰義乎波理
ふ麻蘰義ハ真菅ふて蘰義ふふ割
ふふ尾張と小針のふふて
ふふ古事記傳ニ尾の言を陽て張へふふ也張
ふふ菅の生ふふ
ふ何の木草と因ふふ
ふふ

○夏折鬘　日影手次

古事記上巻岩屋戸段ニ天宇受賣命手次繋天香山之天之日影而為鬘天之眞拆而云々、傳註ニ曰、此ニ手次ニ蘿を用ひられしを、書紀も、古語拾遺も、皆因しかり也、かくて後世まで、神事ニハ全ら此段の故事ニ因て、蘿を用ひらるゝことなるに、後なるは日蔭ノ手次とこそいへれて、神ニ用ひたる手次なるを、たゞ木綿と思ひまがへしよりの事なり。中略 師説なるを、此記も、書紀も、さらに眞折とのみ見えし日影を鬘としてとあり、後世ニ誤りて、其れのみ用影を手次ニ眞拆を鬘ニするは書けり也 眞拆ハ長く蔓

物のかけに次となく、日影ハ頭より纏てかけたる手次なるを、甚へらることなり。此説信ニ當れり。但し眞拆の手次とハ云ふこと物ニ見えざれば、詳し 以上古事記傳 されど古くより事長く論ひし、終ニまた誤り定まらず。眞拆の手次冠辭考ニ委しく論ひてあれば、ここに略す。眞拆ハ常葉なる故ニ、眞榮葛といふと聞えて、まさきの葛といへるもあるなり、とぞせるを、考へたるに、菅部拾ニ此、眞拆も上件の菅曽と同しく神事の具、彼ノ葛を眞割ニ折て鬘とせしより、眞拆とも名ニ負へるなるべし。眞拆と書き習へる文字も、その意とみえたり。信濃ノ國埴科ノ仲子

ゐ詰らず此ものを書て、ゐなかおこせけるそ、ちのゞ國は山深き
ゆゑにそ、今も古代葛と髮條とを折て、物に用ゐるを見遺う
ぶぐり、いと拙く、葛みて、延しそうぶ、ゐのづくうしたく
折ゝ作るゐ、麻苧をもぐ強うらぐて、それ割くるをと
ゆゑふゐるせき、青ゝありてうるはしく、信ふ髮とゐわべき物とで
そうるゐ、ゐ書紀、古事記、古語拾遺に本文、ゐ
べきあらず、伊勢外宮、儀式帳ゐ、真佐支乃髮二処
ゆゑ、古今集採物歌ふ、
きさらぎてち野のゐれやとくをそうるゐふゐうぐゝよ

此を奥義ゐ、詩楽すゐ、ゐ、の葛ゐ、ゐと結
ふゐ、それを山髮と註をゐ、ゐ、ゐすゐ
ちゐ也、継體紀、匂大兄、皇子、御歌に麻左棄臣曜、多々
企阿蔵播梨、ゐ、ゐ、ゐも其蔓を真割て、髮ゐす
ゐ、髮に糾交ゐを以く、ゐ、ゐ、ゐ、萬葉巻十
三に、蜷腸香黒髮丹、真木綿持河邪尼結垂、ゐ、ゐ阿邪
尼も、木綿に髮に糾交ゐとゐ、ゐ、ゐ、其を思ふべき、
又今の心ゐ、ゐ、ゐ、蘿葛ハ弱く、律ゐ、ゐ、堪ずゐと
思ふべきゐ、ゐ、文化の十七年、清水濱臣、ものゐ

東手に逢ふべく訪来る、それに在しほど、道のついでよとて、
二荒山に詣でけるが、奥山の湖水のあたりまでのぼりて、
私かにうちつれ山畏に、おほしきものに甚長サ五尺七尺ばかり
置おらて、何ぞ總(フサ)やかなる和らかの物にて、漢籍の御帳の
如くなる物のたなびけば、欅の枝に掛りてゆらゆらとしてみえるを
とらへさせて見るに、深山にけるを深き谷のかげにおほく
一丈ばかりのもの多く掛りたれど、唯取えぬものとみえて
見れば、此等を松蘿と云ふかと、されば山深き
国にては、いづくにもあるものなれど、是れ又詳に

ひかげかづら。後に日影、手次を木綿(ユフ)に擬られたるは、松
蘿ハ深山の物にて、さほどたやすく得がたき
よりつるうら、よい便(タヨリ)利に就たるをおもふ。此日影
おこるを別に故あるにはあらず
かづら名義をば、傳註にも神楽の時、日光のさしこぬを
しも翳(ヒ)隔つる料に用ひし名に負て、日蔭(ヒカゲ)なりといへば、
本名真拆なれ。松蘿は蔓なる物の名なる
が、後に松蘿一種の名の如くなりたるなるべし。此
説もおぼつかなし。さて本文に日影を手次、真拆を
蔓とせるは、それ差別なくて総(ヒタ)ひたしうるものとや、今按
に松蘿は、奥山の霧深き谷などの木に懸りて、日

元のまゝる処ゝ生難きもの故に日薩葛とこゝ
を名に負ふ。

○ちはやぶる　うちはやき　○ちはやぶる

冢説考云ちはやぶるハ知ハ伊知を畧り云れ伊知
を伊都と音通ふ。強き勢ふとハ故に伊都に稜
威の字を紀に書つ波夜ハ武波夜ちゝを速也夫
流ハ辭ふ。神左備神ふるに同く云ちゝを云
ゆゑ宇治ふるけふを稜威詔に如此久宇治方夜
伎特仁ふを即ちはやき也ふに同し。

人ゆゑの基也。すゝきの宇治と稜威と
同音ふ。伊知も又通へば何とも同しを也故ちはや
ぶるとあるを又ちはやぶる宇治ふを云ふり　冠辭考

古事記傳伊都俤に伊都を伊知速ツ伊知と同言ふ
知波夜夫流の知も是ちはやぶる都ハ清音にて書紀ふを
同く此字を用ひらるゝ濁ふを非ちはやぶるを云ふ
明宮段知波夜夫流の條に云知波夜夫流ハ宇遲の枕
詞ふ冠辭考ふを但知波夜の知を稜威と一つに
解ふを違ふ稜威ハ別言ふり以上古事記傳ふを

此説前後齟齬なり。又右の冠辞考の説も今少しなげつるの。宇部按ずるに此、知波夜の知も稜威なるべし。宇治なるべし。最の義なり。伊言を者々なり。甚を伊知志呂伎し。最白の義。伊知波夜伎も最速の義なり。合せ考へしるべし。されば知波夜夫流も最速ぶるの義なり。宇治を物部の宇遅人なり。宇遅なり。畏れず懼ずして敵に向ふなり。天宇受賣命を於須女なりと申して其於須を於須志なりとも宇須志なりとも云。義と宇麻之堅を加多志なりと云格なり。此須志の約り自なりと遅に

轉して宇遅なり。志と知と通ふ例ハ風を知と也とも赤とも知。母父を於母知うびとし。古語拾遺ハ天垣女命。古語天乃於須女其神強悍猛雄。故為名。今俗強女謂之於須女。此縁也。なり。是なり。又畏れ懼ずして敵に向ふなり。古事記上巻ハ詔宇受賣神。伊弉諾者雖有手弱女人與伊牟迦布神面勝神。なるべし。此等のことを以て古へ物部。又武士を宇遅人なりと。又宇治速なりと云説もあり。又知波夜夫流宇遅と連けて勇み最速びて敵ハ向ひ勝なりのほぐきれる事なり。又此知波夜夫流

と神代紀に、殘賊強暴横惡之神、古事記に道速振荒
振國神等なともあるを、枕詞にて其暴る勢ひを指ていへる詞等也。惡神
の最速ぶる條下なるを、其ことを以て書れたる文
字どもにこそあれ。此語の意は、必しも然るにもあらねど
なるを右條の語につきて、又其書る文字どもに思ひ
沒みて、なべて惡神に係れりし語の如く心得たるより
近世古學の輩は、還りて此枕詞を忌嫌て神といはんと
するは、常に魂幸ふのみ言なるを、錯りいとしき意なり
なり。此事は次の條に委しくいふべし。此最速振る語は、靈く

尊き御稜威にまれ、仇なる暴ぶる猛威にまれ、それ最速
ぶる勢ひに向ひがたく、當りがたく紀に就て云語なれば、
善神にもあれ、其奇靈なる御威徳を申し、惡神に
あしくなれ、それ強暴猛勢をのみなり。其天神地祇
を、加微と申て畏むも、靈狼虎なるをも加微といふべく
恐るゝも、それ恐ろしきを思ひ、同じうからし。又常に
畏しおそろしなる語も、善惡邪正何れにもわたりて
知られ得るは、此事にも云ひたる、稍かもそれ事の有るらし。
知らむかなるとも置べきならし、そ。

○たちばな人神し

萬葉巻十一 二十八丁 ふ靈治波布神毛吾者打棄乞四恵也壽之怪無ともかも。此、初め靈治波布を、枕詞て心ゆく事ていなびたる神ともなりけるもの。幸なの乱ともり。此、歌ハ、寄物陳思と題せる 凡二百餘首の中ていして。其前後三首と共ふ寄神ともるべしバ。即其靈幸神ていと寄ともるて。枕詞ともふ。靈幸神ともて人れ命ナと幸ハ保ち賜ふ神ともて。生竟足竟ともれ神を指て中ふ。

同巻 七 ていて千早振神持在命誰為長欲為ともふ。れ

人命を神の保ち給ふともて。又巻九 三十三丁 長歌ていて。朝露乃消易杵壽神之共荒競不勝而云云ともるみて。此も人れ壽命ハ神の保ち領知坐るわざともれば。死も生も神の共ていて。雖ともふ。君の巻十一ともる。靈治波布神の歌れ。一首の憂き憂さ。ともていて。死ぬともなりて。我竟ば保ち給ふ神の兄離ちなりハ死ぬし。今を我ば打棄ともへ。ともを。ともるべしともり。此をともて。枕詞ていともて。

[illegible]小鈴屋翁、彼、[illegible]枕辺を忌厭て、常に神と[illegible]みを、[illegible]のみ置れ[illegible]、その死ごゝろと見[illegible]、今も吾が伊勢人形歌の、[illegible]その子[illegible]げ[illegible]多う[illegible]、[illegible]きわ[illegible]れ。

思ふに、むうし縣居翁、彼、かゝ、なへてと云言を、[illegible]へ、[illegible]て、常に自られ文るを、多く書[illegible]きけるより、それ門人[illegible]も、共、むうを受継ぎ、[illegible]翁、後に誤りなるを、はじめより出て、[illegible]きもへられ、[illegible]るが、共、老翁も、又、うゝ、[illegible]それ誤りを、[illegible]く世人にまで及ぼ[illegible]とよみ出て、[illegible]れ、[illegible]、因したゞ[illegible]の迷ひなり、[illegible]れもてゆ[illegible]た、此、たゞひいな多うりれん、これらに準へて、[illegible]て、[illegible]ん、[illegible]華は、毎に自、の心をはさらにして、[illegible]らびごろべきわざ[illegible]ぞあれる、[illegible]ぶ

のほどに、人々、彼、大人等れ[illegible]れ、[illegible]へ、[illegible]、[illegible]れ、[illegible]信むくせれ[illegible]る、[illegible]、[illegible]ば、[illegible]きふ[illegible]ら、[illegible]う、[illegible]どろ[illegible]しく[illegible]。

○あるを　鎮魂（ターマシヅメ）　○むのを　○魂ふり　○竟むすび

佐藤方定（陸奥信夫）問云、萬葉巻四に、玉緒乎沫緒二搓而結有者（ムスヘラバ）在手（アリテノウヘニ）後二毛不相在目八方（ワスレヤモ）、此、沫緒（アワヲ）と代匠記、萬葉考、暑解等に、紐の結びの一つの名なり、後世なほ[illegible]ぶ結びなど云ふ、此、あるむすびを訛[illegible]、又、あわび結びなど云ふ也、[illegible]れど、何[illegible]も[illegible]、上句[illegible]、此は外に故ある結びの名なるべ[illegible]し、

げるの。答云信よきり。然るに昔より此歌の初二句を
右の註どもの如くのみにて。ただ等閑に心得きたりし故に。
一首の意も解けざりしなり。守部按るに。玉緒と沫緒に
搓て結ぶとは。鎮魂の笞に緒の結びをとつとおほし
うれば。先ツ鎮魂のことをいはゞ。後に解然し。さるは上代鎮
魂又魂留ともいひて。體を離れてゆく魂を鎮め留むる。
一ツの齋行事ありつる由。職員令神祇官ニ鎮魂。集解
云。饒速日命降ニ自天一時。天神授ニ瑞宝十種一。息津鏡一ツ。部
津鏡一ツ。八握劔一。生玉一。足玉一。死反玉一。道反玉一。

蛇比礼一。蜂比礼一。品物比礼一。教導。若有痛所者
合茲十種寳。一二三四五六七八九十云而布瑠部。由
良由良止布瑠部。如此為之者。死人返生矣。云云。義解
云。言招離遊之運魂。鎮身體之中府。故曰鎮魂。となんみえ
舊事本紀にも此を載て。所謂御鎮魂祭是其縁矣と
ぞいへり。今の人の心にてはこの事も奇怪く信がたきやう
のやうなれど。上に云如く。人の命は神の領れるものを
なれば。其を齋ひ祭て。魂を鎮め留むべき
わざもあるまじきにあらじ。為家卿集ニ。○ゆつまにかき
ぞうかさゝにやとるたましひのはなれぬほどをと
ありと。縣居翁の考に。後世
これよりて祝詞式にも其祭詞見え。の作りごとのやう

ていられしるハいらぶ比事ハ
深くたぐられをりし故成へし貞觀儀式ハ十一
月中寅日哺時宮内省ハ行ふ狀委く記せり其
祭ハ神八座（神魂・高御魂・生魂・足魂・魂留・大宮・女・御膳神・事代主）大直日神一
座なとゐゆれハ古き事ハ明ならぬ江家次
第ハ鎮魂祭十一月中寅日有二寅下寅行之術正
衡宇氣以賢木衡艤上也結糸自一至十宇麻志麻治
命十種寶振之返死之緣也用糸自一至十計之神祇
一人進結糸於葛筥自一至十（此ハ貞觀儀式ハ無
此祭ありて儒家の人と相談ハしてこ
れ記せるうもづらしきを引也）云云今此等ハ

其結びたるる貌れ。右の沫緒ふ似るを以て名付け
とぞ云ひ。それば彼河和緒の歌れ一首のをハ鎮
竟ふ齋ふ鎮りるる。吾ヶ竟の結をを結ふ揺ち。
結ふ留て。命るふ存へるあらば。在て後ふも又逢
をちんや。を云ふを。伊勢物語ふむう男。四ちで。
ひるるる如れるふ。

玉ひ結とあるる抜みてひをれハ絶る後みとのん
るるりるるる。云のをるるるふ。結るふるを。諸抄
の如く。たゞ緒れ結びの名をるは。魂緒とるるり出る

所詮もちく。在手後二もるるけるるを。ぐるすこぐし。
彼ひ世ふちるびひをふ。あるぐひをふちるる名れちるる上件
るふ。鎮竟の笞ふ結の結びを。訛り傳へるるこれるるる
をるれ。ゆふしるも。るるの寄。魂緒るるるれ。ゆるで
ハ通るぐし。只寄るるを纏玉の緒を。ゆう結びるる
るる。何の命るを開るを。れちん。るるを考へ味るるぐ。ある
貫之集ふ

きるれハ泡のるる糸ゆるれば。ひをるれ抜ちるるを。
ゆちるるを。泡つ瀬れみの流れ。の水上るる揺をかけ下れ

[illegible]て結ぶ[illegible]と且[illegible]ゆくと彼鎮竟れ皆の緒
の[illegible]のづ[illegible]ふ結ぶ[illegible]ふ搓ハ強く[illegible]れども[illegible]
安[illegible]ふ比して[illegible]ん清ま[illegible]ふ。
[illegible]ハ[illegible]れば[illegible]すりのげふゆまぢ
[illegible]を[illegible]れを上[illegible]。[illegible]皆の結ふ之を
[illegible]。山茅の[illegible]の法[illegible]よりそへて[illegible]れき主[illegible]云言と
のみ思ひ[illegible]ら。上件の寄どもの[illegible]い解法
結と[illegible]ことれ本義し[illegible]られぎりしふ[illegible]。
此外[illegible]る歟。[illegible]皆准[illegible]
[illegible]ン三代實録[illegible]倫児開神祇官西院盗取主上結

御竟緒とあるこれバ當昔の人ハ[illegible]しく命の緒と思
ひ信[illegible]。[illegible]侍[illegible]ふ[illegible]。[illegible]人も
[illegible]齋ひ結て持。りしなり。若ハ命とおぐのもと
云も。此竟結の緒より出る言ふそなるべし。古事記
崇神段歌ふ意能賀袁々奴須義斯勢半登[illegible]ふ
[illegible]傳註[illegible]物を續け持て不絶[illegible]物と[illegible]て
袁[illegible]玉の緒と云も玉を放[illegible]持ち續[illegible]
[illegible]今[illegible]。此も[illegible]ハ
[illegible]竟と齋ひ鎮り結留[illegible]置[illegible]緒ハ殊

又吾が命なくんば、即て命を指て、たのもしそうに[illegible]
[illegible]・呪詛して、盗取りつる[illegible]
賀表[illegible]。即吾が命と云ふ言、還りてあるべ
しゆゆしきなり。又天武紀に、十年十一月丙寅、是
日為天皇招魂之云々。野府記云、萬壽二年八月七日
丙辰云々。昨夜風雨間、陰陽師恒盛、右衛門尉雅孝、
東對上生所魂呼[illegible]。招魂・魂呼もなほ鎮魂よ
り出るわざ。如此既に離れ去りしを、招き呼ぶことなれば
又合せもいちはやく離れざる程に、祈れ
鎮り、行事は、殊み有べきものなり。又人魂と乙

みなべた。おなじ紀州にうつりあへるくらゐ。わしとなむかなしく
なくなりたり。

○かくなわ

鈴木保章 粕谷新町 問云。古今集雑長歌に。ゆくみづのたゆる
ときなくかくなはにおもひみだれて云々とある。かくなはを
言も。あまた注者に。様々に思へるて。係子は加久奈和(カクナワ)なるべし。
上句れ水の沫とよみ。彼阿和緒(アワヲ)にみたれあひて。それ
と結果(ユヒノアヒ)の。搓(ヨ)られ結ぼれたる形を。比喩にとりたるなる
じや。古へれ人の心こそ。阿和緒(アワヲ)も。結果(ユヒノアヒ)も本ツ名れ同じ

これハ即ち一ツものにして。いかにぞやおもへり。彼ノ形如結緒ノ
とりかふることも。あらぬべし。若しからば。加久乃阿和(カクノアワ)乃阿ハ
きと約りて。加久奈和(カクナワ)となれるなり。本居大人よ遠
鏡に。かくなはとせられた。列義もくぐもの。ぞえくくたる意のである
あらさじ。答云。ひとつり彼も此も。おなじものにて
云ゆしなれど。彼ノ歌の意ばきた備と思ひて。あやしきへ
なるなり。

○やよなれバ

又問云。君れ決める。壬生忠岑長歌に。おほやのうれしく

やまとればといふ言なり。答ふ。弥益(イヤイヤ)なればとも言れ。
給ふべし。佛足跡の歌に。このみ跡夜与都(ヤヨツ)ひかり
をはなちいだしとあるを。弥益都(イヤイヤツ)にて。都(ツ)ハ。百萬(モヽヨロヅ)なとの
都ときこゆ。新聞にはくまなくうつれる。通(テコ)ふべし。遠
鏡にも今ノ世の言にもけしといふことばもあるを。めで。
甚(ツ)も此ノやうなればの名なれど。醉(ヱヨハ)まし。傍まではけへなま
けとぞ。甚ノ治用(ハタラキ)ぞ別なれど。

○土佐日記正月十一日ノ文

奥河内清香 下野足利 問ふ。土佐日記。正月十一日の條なり。
おもひ出らるゝ人となりけり。人とも言しので みゆえ又此ノ
段前文之歌と何とかや似つかねちがひたるは奈何。答
ふ。彼ノ日記ハ。落字誤字をすら多く。乱れたる処も有る
物なるを。此ノ一段ハ。文字多く脱しゝとぞ。わかれが土佐日記
輯注にもくはしく試みたりけり。以下日記の本文
これもねといふ所とふわらはのついでにぞ。また
むかしへ人をおもひ出て。いづれの時にかわするゝ。
けふはましてはゝのかなしがらるゝ事は。くだりし時の
人のかずたらねば。古き歌に。かずはたらでぞかへる

遣られるといふことをおもひ出て(よ)(め)(る)。

(は)(ま)(て)(来)(し)(我)(や)(た)(ら)(ぬ)(と)(天)(つ)(原)(お)(な)(し)(お)(も)(ひ)

(ふ)(鳴)(わ)(よ)(る)(ら)(し)。(と)(ぞ)(い)(へ)(る)。(ま)(よ)(そ)(と)(き)(く)出とれ

上の歌れ。

世の中におもひあれどもことてふるおもひに

またゐるおもひなきうれ。といひ侍くなん』との序どの

なげきありしかや此をわぶ　前文のことどもみえく。前字れ

却侍りてきありけるのみなり。さて右の翁よいふハまして

如何にしぶりこともありける。善延長八年十一月十一日などや。

住ふ下りしきりの京よりし故。今の十

一日に我れたらはざる年ふおもひ出るなし。守ほに

をうせし子に。よしあるなありしなく侍ぞうれバ歌に

たらざりしそ。紀氏北室　子をひの紀氏まて下に

あひひてあんとふ我らを。夫婦互ひ。それ子のうとかゝり

いでは。歎きゆくよしなり。

○同十三日の詞　なにのあしけることろて

ほやれつきのもし。

又向へるふれほのぼの　いはく。いひのくてこそ前の翁どりいひ

さばかりなりして。よそそ結るこれとりのつよて他し抄

どりそ皆いと等閑になされしなりけるを次の十三日
の條なり。以下本文
十日あまりなれバ月おもしろし。ふねにのりそめ
し日より。ふねにはくれなゐこくよききぬきず。それ
は海の神におぢてといひて。なにのあしかげにこ
とつけて。ほやのつまのいずし。すしあはびをぞ心
にもあらぬ。はぎにあげてみせける』此ノなかのあし
かげ以下の語ども。古き抄にも註したれど。近来のものゝ
あつかひ試むるに。なにともかうしもたがひぬる説どもなりけり。

おほくあれし。抄寫誤落字あるとぞ侍るめり。答云。此ハ舊ノ詞
甚みだれてあるを。今の人はみな知れども。ただ舩中の心やり
にさまざまかける戯ごとにて。その詞どもいとよくすまで
思ふ所し。甚ハ先ツ月おもしろしハ。十三夜の月のくまなき
さまにて。下のはぎにあげてみせける文の為也。
けるに次に有るべし。さて此文のおこりしは。船中のわ
ざくれとのみかゝる。海の神にのみおぢて。それはなほたえる記
衣きずとて。上は立つへりて。心得べし。かやうの條。上文
のおもかげにあたりてまうけたるとはいへど。それをぞあるなる。

[illegible]懼[illegible]弟橘比賣命の海に没[illegible]
[illegible]美麗[illegible]色を悔[illegible]諸抄[illegible]如
し[illegible]海神[illegible]衣[illegible]
[illegible]ば況て[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]何[illegible]
[illegible]古今集の歌に[illegible]
[illegible]勢物語[illegible]
[illegible]同し用[illegible]

麗の葉陰也[illegible]言附[illegible]
[illegible]借言附[illegible]和名抄に老海
鼠漢語抄云老海鼠保夜俗用此保夜二字[illegible]今世[illegible]生海
鼠の種類[illegible]此物の形男根陰莖[illegible]
[illegible]は同抄に貽貝雅注云貽貝一名黒貝[illegible]
[illegible]貝に[illegible]此貝の形容女根陰門[illegible]
故老海鼠の妻形貽貝[illegible]
[illegible]男女[illegible]五雑組に海鼠一名海男子其状
如男子勢然淡菜之對也淡菜ハ海鼠の別名とひらりて今も海

[illegible]ども此[illegible]又此等れ貝を鮎又貝[illegible]ハ
延喜式に計式上に云、貽貝保夜交鮎ニ又云、鮎鰒貽
貝冨耶交鮎各四十六斤ちとあるこれるくしーう云
[illegible]べし此ハ海[illegible]してのるれバ此れ餞[illegible]物
の[illegible]食物のもつけるみ鰍くやう出せる[illegible]
此鮎鰒も貽鮎と同しく女の陰門[illegible]
[illegible]れそくれ[illegible]しふくきみも脛
のもつ上ッ方[illegible]と[illegible]
[illegible]

此[illegible]俗ニ[illegible]を也[illegible]
の縮[illegible]佐を[illegible]船[illegible]日[illegible]
[illegible]て、殊ふハ人[illegible]色[illegible]衣[illegible]
[illegible]も[illegible]崩[illegible]此[illegible]何[illegible]耻[illegible]女等
が蓋の系法ニ[illegible]て、俗湯[illegible]陰門の
老婆鼠貽鮎、旨鰒[illegible]
の妻れ貽鮎ハ、老女
れ陰門ニ當て、二種
[illegible]出せる成べし、[illegible]
[illegible]詞[illegible]上文ニ、[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

謂西施不潔とも云ふ此段の事谷川氏

不審甘部桜又閩中海錯疏云殼菜一名淡菜形似珠

母一頭尖中銜少毛號東海夫人本草云海中有物其

形如牝紅者補血白者補腎[illegible]

[illegible]此頃も此誤[illegible]釋[illegible]

此又貝之[illegible]の文又彼[illegible]陰門に比喩て[illegible]

[illegible]

[illegible]

○[illegible]

吉田宣秋上野桐生同云催馬樂我家又[illegible]

[illegible]

[illegible]

定喜式又螺[illegible]下の[illegible]の解[illegible]

[illegible]惠と表[illegible]

[illegible]和名加世[illegible]石陰子和名加世[illegible]今も

東國の海をきて。かぜと帰りていくら　これハあらじれ。
はかまれ。かせ札何をかえとのあるれると札と一つならく
いくらなり。
○うのあら貝　はまなれ
宣秋又同云。後撰集
ちりはるゝ八つ見ゆるきとてあはれなりに見えて
つきあれ。此ハあらじれとのかき。いつわりものつ。蒼云
物諍（モノアラガ）ひにも云詞にあら貝と云。貝とえんしたるなり。これを
かけたれ。雜錄とのかきのよはなり。其の謎ニ云。蓮荷の水

みなきまの裏にそ出て。ちらされき。丸き貝れつきてありけり。
螺坪の子れかれなり。うずのすきのある貝なり。古事記下
巻に物部荒甲（アラカヒ）と云ふ人あり。是を継體紀に麁鹿火（アラカヒ）と書
き。まし荒貝（アラガヒ）の義れなといへり。あらがし。此の説穏ならず
なきかり。宇都あるさかりし時。いそぞ見ゆる里の
童をにふて。貝（モト）をしとをなるにほひ好みれ由
えて。蓮多く里にありて。年来藕（ハヒ）ありて。荷葉（ハチハ）を
するたひて。これ搜ての所見て。なか貝を所なと
なりき。あらしハ無きがあるなるべし。奥義抄に右の論と

[illegible]

[illegible]れと記して、甚注ろかく。そもそもかづらのやうなる海草

なりとぞ。されど東ろそ。ちかくの浦。[illegible]

見たるかくちり。くさぐさ。はちげとろそで。うふれ[illegible]

つくろそ。[illegible]。此そもそ。へうれう和

[illegible]。ぬぐうそ。[illegible]と濱藻。[illegible]

[illegible]。一ぬ。紀國。海[illegible]。[illegible]

[illegible]。[illegible]。浦[illegible]。絶（ふり）苔[illegible]。又[illegible]

[illegible]の近[illegible]。試て[illegible]。[illegible]形[illegible]。[illegible]

[illegible]。ふ石[illegible]。[illegible]。日

[illegible]。碎け海き。[illegible]。[illegible]

後撰集[illegible]。本。初句[illegible]。濱藻の名

[illegible]。[illegible]。[illegible]

[illegible]。[illegible]。[illegible]

撰集[illegible]。

[illegible]浦[illegible]。[illegible]。[illegible]

[illegible]。[illegible]。濱藻[illegible]。

○[illegible]日のふ松

[illegible]部語有 上野 長澤同ジ。ありふ小松引。所以ここに四季[illegible]
[illegible]代にあるべき為なるべし。植[illegible]
[illegible]引[illegible]植[illegible]
毒毎にあうを毎に引し。数の小松をへうふなりわ
ちうの歌。[illegible]同じくあるべきの礼。菅家
文草巻六に予亦嘗聞于故老曰上陽子日野遊猷老
其事如何其義如何倚松樹以摩腰習風霜之雅犯和
菜羹而啜口期氣味之克調。[illegible]全く同じ同意なり
故今此御詞に因て。[illegible]倚松樹。以

摩腰。[illegible]。松下に倚て腰を摩るまゝの如くうたゆる
[illegible]。[illegible]。[illegible]。
[illegible]。次の句に和菜羹とあるに合へるなり
[illegible]。倚字は[illegible]。[illegible]
[illegible]菊花[illegible]。[illegible]
挑勅撰に。従一位倫子。菓の作を賜て。[illegible]老の
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

ことごとくしげるかはらぬ花なれば、あづまの菊のさかりあるらや

あまたあるは世にもてはやされず物にかはれば、へだちてそれは菊の花

にしも世をあらはしてすゝれ。彼ノ風霜の花も雪にも松のみさほは

あらはしとも。それぞれの用ゆると思ふべし。次ニ和メ菜羹ニ

而喰ル口とも。若菜の羹ニ小松若葉をも相和してある

ニ食ふと云なるべし。は撰集ノ朱葉注のうちにはなし

なるに只ちかひて、とかくしるしおきて、延光朝臣ニ

得たりし也。奉先臣

かくのごとくなればなるやうといふしるしを思ひて

注の如くなるべし。

まつよろしくおもはれば、妻の節にかはりて何をかはりに

又小松は若く生えあるを人のよろこぶなれば。

春の野や節に小松をひきゆくなどもよろこびある事

世の人もよくしる事なるに、小松の若きはわれらともかの節と

なるにそあらはれぬ。そのみぞ小松を若菜の一種なりし故

あるべし。次ニ期ニ気味ヲ克ク調ヘてこそ、此ノ詩朗詠集にも収

より此ヲ得たりしとおぼえて、其ノ注

めさく違ひ、その点をへてかはりやすし。初春ニ松葉を

食へば、血気をよく調フなりと云フ。かくのごとくなるべし。

本草綱目巻三十四云。松葉松實松根云云。潤心肺。益氣除風止血。又養風濕。生毛髮。安五臟。守中不飢。延年。又久服輕身不老。延年云云。註云。凌冬不凋。理為佳物。服食多用。又云松葉細切煮汁食。輕身益氣。令人不老。

ちとせのこまつ。仲子ゞ國。信濃のくに。ゆたかなる。三四月の比。松葉のわか芽を折来て。ゆでゝ食ふ。霧ちりかゝり。

ゆでられば。苦みもなし。松脂のけもうすきぬて。汁のうへ。

書の清上のこゝろもとゝ。物仲國。近き世まで。食ふ。

なりしや。今俗1。茄子を細く切て。油とともに煮さる羹

とゝ。松ゆでゝ。久しくこゝ。茄子の。ちりて。汁の。

仲のきらくと。清るの。彼。小松。葉と。和しる。羹の汁。

色。ゆ。松。ゆ。ゆ。ゆ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○菊の手ぶ錦

外村春江 [illegible] 愛智 [illegible]

[illegible]

[illegible]

又 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○[illegible]　○まん[illegible]

神功紀云、宇摩比等破宇摩譬苔奴知野伊徒姑幡
ヤノコドチ
茂伊徒姑奴池云云　[illegible]茂宇ハ夜の誤[illegible]貴人者
ヤイツコドチ　ヤイツコハ
貴人共賤奴者賤奴共のことなるべし　夜伊徒姑[illegible]彌

齋子の首れる言[illegible]ゆ人ゝ従山者を其君を齋專て仕る
ものなれハ[illegible]又此を孝ゝ夜都古[illegible]此野伊徒姑の
者れる言[illegible]ハ[illegible]君ゝ對て臣と云[illegible]良ゝ
對へく賤[illegible]ものれ又申[illegible]白檮
原宮段ゝ五瀬命負賤奴之痛手と詔ふ穴穂宮段ゝ
賤奴意富義と自らと[illegible]此等の賤奴を夜伊徒姑とよみさら
[illegible]又續紀卷廿五宣命ゝ王乎奴止成止母奴乎
王止云止毛汝乃名乎木尓未尓[illegible]此等を皆君
ゝ對て臣の[illegible]又同紀卷三十二ゝ鹿嶋神賤[illegible]紀

手賤

萬葉巻七に住吉山田部高千賤歌無しと

奴僕

此手賤者の名は詠人知らず

古の神代紀歌の貴人を將軍とは軍の中にて武勇

丈夫を指し賤奴は卒等を指す古事記傳の奴

字注に奴字を夜都古と訓ませて此の野伊

徒姑に引く別意なり偏因に書き解状也

假令手賤を夜都古と訓ませば其本乃

詠に作る野伊徒姑と書つらむ如此貴人を對へ

賤奴を埴に決うべきなり然れば古事

記に賤奴書紀に如僕と書しと手賤を夜都古と言

の化なるべき選に此歌に本は夜伊都古と訓んと

知べし又公卿を麻敷都岐と云も前章

公の義にて天皇の御前に齋傳て仕奉ると傍に崇

なる所なれば木も此弥齋子と同一なるべし

の性を名づくる景行紀の歌に麼弊菟耆游孝徒

紀に三臣訓多加使未遣都伎義とあり これらなり

又手賤を上に屬て上句を手摩壁

苦奴知野に次句を伊徒姑幡茂と讀て從父兄弟

ハモ
者毛也とくへし。好りへまくく諦まれ。又或註云。
同く野字を上に居て。賤孰子者毛也とのたまへり。註
なりし。

○ことみ　○ことと　○ことと

古事記神武大御歌に。古那義賀。那許波法婆云云。字
ハエリガ　ナコハサバ
波那理賀。那許波法婆云云。此古那義字
ハエリ
波那理とは。和名抄云。前妻和名毛止豆女一云古
ナニ　モトツメ
東雅。後妻朝氏云。後妻必悪前妻之子和名宇波奈利
ウハナリ
[illegible]

八既に[illegible]離れ又死別[illegible]本つ妻と
云言[illegible]。檜垣家集に[illegible]
[illegible]。一日一[illegible]
[illegible]。此[illegible]大和物語[illegible]
[illegible]。[illegible]
[illegible]。中畧。此[illegible]
[illegible]。[illegible]の二人妻[illegible]
フタリ
[illegible]。宇波那理と
ウハナリ
[illegible]。古那義[illegible]。[illegible]
コナミ
[illegible]。[illegible]。[illegible]。

[illegible]の妻ハ[illegible]嫡妻の[illegible]女君孤
[illegible]製[illegible]文字[illegible]又嫌字改奈利[illegible]嫌字
[illegible]既くらの妻ニ今一人の妻と兼[illegible]と以て製
[illegible]文多[illegible]伊書紀ニ嫉妬と[illegible]
古き例[illegible]と[illegible]の妻ゞ他女の嫌ニ成[illegible]と[illegible]
[illegible]の後[illegible]二人妻[illegible]ゞ一人を嫡妻一人
を妾とする[illegible]古[illegible]必[illegible]神
楽 植春 ニ和礼乎支天不多川万止留也[illegible]ども[illegible]又仁
徳紀ニ天皇八田皇女を納[illegible]と皇后嫉妬

[illegible]仲語ニ那蒐務始能譬務始能雲ニ望之
多幣者氏簡區漲夜儻利破阿珥豫區望阿羅孺萬葉
七ニ凡爾吾之念者下服而織尓師衣乎取而將着八
方[illegible]紅之深染之衣下着而上取着者事將成鴨巻十
一ニ紅之深染乃衣乎下著者人之見久爾仁寶に將
出鳴同 答歌 衣霜多在南取易而着者也君之面忘而有
巻十二ニ如是耳在家流君乎衣爾有者下毛將着跡
吾念有家留[illegible]椽之給衣裏尓為者吾將強八方君
[illegible]不来座[illegible]皆二妻持[illegible]衣二重着[illegible]譬

へうちうり・万葉集中・如此様(カクノサマ)によめる事多うるを昔
さ汐迫(よて此を迫と訓ざりし故に・諸抄皆誤)
けさり・古今集に・からころもきてなれにしつまあれば
古今に・からころもたちかへりぬるその袖も・からころも
たちくる・詞・因りて・たちくる・故・按ずるに此・古那義(コノヨウ)
言の義は・ものを・ものうく・ものうるる・衣のくるしく出く・著(キ)・女
て・に・ほの・暑・轉(伎と古と通音・米と美と通音
みて・那礼(ナレ)の礼の省りたる也・なりて)
みやこの・なりて・みやこ・かくて・なりて・なりて・なり

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○出立（いでたち）

安田秋郷　幸手中新田村　同氏。雄略紀大御歌に。[illegible]泊

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

而吾二人見之趍出之堤尓立有槻木之とありて此
或本歌曰吾二見之出立百足槻木とゝゝ又右は大
御歌の前文に遊于泊瀬小野觀山野之體勢とゝゝ
を以くひりて近邊とゝゝ其家に入
口遠うゝゝ同上
の岩ゝる柳と思ひやりて射垣○妹ゝ故のゝひり
ふゝてゝる柳ふ今やゝらん譬の本堀河百首○柴
垣のちひりの座におくゝ火
のけぶりうゝさきゝの夕ぐれ走入の義とみゆれ
ど彼比理といへばゝゝ
遠ゝへの義ゝゝ
志ゝ
遠へる也諸抄の註ハたがひさり家ゝ遠うゝ

間のゝゝ出立ゝ之出ゝ東行紀ノ
進相撲欲往上総望海島言曰是小海耳可立跳渡
之故時人号其海曰馳水此立跳の立ハ日立
立ゝ跳後の跳走出の走ゝ
ゝゝ渡ゝ合せく和歌
山の成出ゝ形ゝ
○ゝゝ
許知其知ゝ言園珠産縣居の名ゝ出許乎
ゝ同詞ゝ通ゝハ

傳る其と辨ていふこと。此を彼方此方わうとと。此方
此方ともいふを。此方ともいふを彼方ともいふを彼方ともいふて
を又此方ともいふハ。此方の此方。彼方ハ此方わう。此説ハ
荒木田久老ぶ萬葉の論ともふ認こゝ以へる説ともこゝ。
信ふ説ともこゝ説ふ昔より誰も許と表ふ過ふて。
直と彼此と云言ふ心得ともこゝ精しうぶともこゝ
彼と此と。混一ともこゝ差ともこゝ（以二古事記傳）共ふ
皆ふぶうともこゝ。凡て松坂の翁ハ心ぐせとして。かおう
ふ言と。きいやうふのとこゝ。ある
を彼可笑ハ。をうし。可貴ハ。おうしと。わうとる彩れ
のふぶうと者多し。彼翁の書をとひとをこゝ心ひとて揮

ひとる
べきも。今考ふ。許知其知ハ。彼此ともこゝ元より別と
こゝ。其言の貌上ふ他ニツと。ふこゝ。其一ツを此と指し。
今一ツを此と指ていふ。詞ともこゝ。その。ふともこゝ。兩ともこゝ
此とともこゝ。差別ともこゝ。いふこゝ。今俗言ふ
と。兩方ふ。ある物を指して。此方ともふ。此方ともふ。
又此等ぶ。おの。誘ふ。否此等ぶ。打ふ。常に
いふ。同じ。ぶ。ぶ。幼きほどれ言ともこゝ。
誅ふ。よく。ふ。ふ。ともこゝ。それバ。ふ。
彼此と云語ハ。ともこゝ。ふ。ふ。ふ。ふ。
ふ。ふ。ふ。ふ。

例を此に挙て。而も先上に物二ツとして。其次に物二ツを。古事記雄略段大御歌に。久佐加辨能許知能夜麻登。多々美許母。幣理能夜麻能。許知能夜麻能。賀比爾。云々。日下部の山と。平群の山と。二つを係て。日下部の山の此方。平群の山の此方と云なり。萬葉巻三 二十七丁 奈麻余美乃甲斐乃國。打縁流駿河能國與己知其智乃國之三中従。云々。甲斐と駿河との二ツを指せる。上と同し。巻九 二十一丁 瀧上之櫻花者。開有者。落過祁里。舎有者。可開継。許智期智乃花之盛爾。云々。落過ると。舎有との。二つを指ること。此も上と同し。巻二 三十九丁 出立百

兄槻。木霊知期知爾。枝刺有如。云々。枝の刺のごとくに。其。両方の枝と指て云へる。此も上と同し。此等に会せて思ふに。熱田社寛平縁起に載せる。日本武尊御歌に。麻葛義乎波理乃支麻寄。佐知其知能とある乎波理乃夜麻の次に。母い志弥義努能夜麻登と。ちりたるぶ。脱しもるべし。元て此御哥も次しもいとく乱て。落字いと多うれば也。ちと有。

万葉集中に。云云。左より右とも。同例のいひぶりなり。又各々と云。語も。木ハ二人と指し。己己の義なるとも准ふべし。さて下の其を濁るハ。言れ重れる故ぞ。又言れつゞ小いとむ。彼。物語と。二種の用ひぶりなり。其一を。如此方に対して。彼方と云。近き對へて。遠きを云。そのをなれど。

今一ハ。[illegible]。俗ニ彼方。又彼之
[illegible]。古事記甕栗宮段歌ニ表登都波多
傳。須麦加多夫祁理。俗ニ彼方の端と山ゐを也 書紀皇極巻歌ニ。
烏智可拖能阿婆奴能枳々始。此ニ彼方の葉野と云をなり 大祓詞
ニ。彼方乃繁木木乎。此ニ彼の方の云云の彩也。又を
[illegible]。二種[illegible]。甚一ハ[illegible]
彼方[illegible]。今一ハ。夫木集ニ。俊成卿。○[illegible]
[illegible]。定家卿拾遺愚
草ニ。○[illegible]

[illegible]。
○[illegible]。
[illegible]。計。式ニ。山城
[illegible]の他ニ。[illegible]。
國宇治郡彼方神社[illegible]。又計。紀の歌[illegible]。烏智箇多
ノ。アラ、ツバラ
能。阿遅々摩茫麼遅ニ[illegible]。[illegible]。地[illegible]。
[illegible]。[illegible]。[illegible]。[illegible]。伊勢物語ニ。○[illegible]
主けぶりをちこちくの名やハとゞかれ。とある彼方
岬を。右のちかい人れ歌を引て。此方へうびなり
として改りしなる也。宇治の地名なる事と解そねあや
まりなり。新古今集ニも。をちこち人として載られ。
れての本ニも皆さうあり。古集ニ。をちうら人と
よりるとハ。その[illegible]なるものとや。

○[illegible]

長澤元緒上野桐生問云萬葉卷十三に琴酒者國丹放曾別避者宅仁離南乾坤之神志恨之草枕此羇之氣尓妻應離哉[illegible]此琴酒者ハ[illegible]詞[illegible]この答云卷七に殊放婇奥從將放湊自邊著時尓可放鬼香[illegible]此等て琴と別て殊と假字ふて如是放む[illegible]國に在しなら[illegible]放[illegible]也皆字酒[illegible]實に心浮[illegible]詞[illegible]允恭紀大御琴に許等梅涅麼波椰區波梅涅彌[illegible]今如此賞者車くるま賞べきものをなと又古今集春に[illegible]をうぐひすハなれ梅をそなれる[illegible]如是[illegible]ぬ数[illegible]ぬ[illegible]今此語を考るに上條に引くの萬葉の左右[illegible]云云[illegible]彼此[illegible]加之[illegible]彼を對へて此のことまれハ許等放者と云て如是放者[illegible]許等賞者許等尓在者のことも[illegible]

[illegible]

○[illegible]ハ[illegible]

[illegible]ハ[illegible]

此ノ語モ古事記神武段ニ由布佐禮波加是布加年登曽と
見えたり。萬葉ニ明去者朝去者夕去者春去者秋
去者。春去奴礼婆春去良婆。又夕去来者春去来者
良婆。又夕去来者春去来者。此等
の去者と昔より成者の語法也。又ふれば約れ
たる。又近来或人の説ニ詩ニ老
去。擲去云ノ去ハ助語。助語ハ
ちなび約語。去ハ書ル字ハ正字ニ来ル
と去。萬葉巻四十七ヨ鳥自物魚津左比

去者家乃嶋。魚津左比来者のをちり。巻六四十五丁
ふ久通乃京者荒去家里と。荒来ハ。巻三
十六ヨ天之芳来山霞立春尓至婆。此至ハ常
丁
ふ行至と用ル。往ハ常往去ル。又巻
六十九丁打靡春去往跡山上丹霞西名引云云
丁来至。此外去往とよむ
去れハ此去ハ言ハ姑く尓之奈留の約り。
ひと右の哥ヨ往。又何の約りと。諸

杉[illegible]後[illegible]皆破[illegible]又同巻四十五ノ五ノ丁ノ嬢嬬等之續
麻繋云鹿脊之山時之往者京師跡成宿[illegible]此往者
もよりしく時の来ばの[illegible]又巻二ノ五ノ丁ノ暮去者
名賜良之明来者問賜良之云云此去と来と対
句[illegible]只言とかし換[illegible]本同をたれば[illegible]
[illegible]往と来[illegible]通[illegible]去と到[illegible]通じ
[illegible]吾友山藤清風云此御考ふ
試に思へば新古今義濃家ばふ俊成卿の[illegible]
[illegible]と雖[illegible]

[illegible]雖[illegible]
[illegible]大蔵行宗卿集[illegible]
朝臣の歌[illegible]
[illegible]
[illegible]
中[illegible]
[illegible]
法動[illegible]

○あやめぐさ　血とも　あやめ　○あやめ

開口顯尚（上野桐生）問云。玉勝間巻十三に。萬葉巻八に。上累ゆる摘

ものなるべく五月と近く。安要奴我尓花咲（アエヌカニハナサキ）ものなる。巻十に。おなじく八

ものの名れ。阿要奴鮮（アエヌガニ）ものなるべしと。ものなるべし。此

安要奴（アエヌ）とは草の實なるべく。奴（ヌ）は異ぬなるべ

しれども。異とも。實のなるべし。實のなるべしとも

ゆるに。乱う事う。答に。信（ゴト）なるべし。信なるべし。

今も西國にあり。木にもあり。菓の形を。安夜須（アヤス）

なるべし。あやめぐさ。安要（アエル）なるべし。是にて安要（アエ）

奴我尓花咲（ヌガニハナサキ）ものなるべし。俗に。こがれ下ゆ。こがれ

ものなるべし。又。萬葉の阿要奴鮮（アエヌガニ）とあるも。菓の名なるべし。紀に

云。この歌なれば。あやめぐさとしも。今の物産書

になしとすることをいへるなり。物産書

にもあるべしとも。血とあるべしを。又巻十八に。

時支久能（トキヒクノ）香久乃菓（カクノコノミ）子乎。安由流實波（アユルミハ）。麻爾爾奴（マニニヌ）奴伎都（ヌキツ）

追。花ぐさの實の數なれども。五月比に。粽（ちまき）ハ多るものなり。落ちて實ハ。ものに

貫つ。麻尓緒（マニノ）。源氏物語に。あやめ草。ものなるべし。

女のもとやうに。ものとして。著（キ）て。衣に。塗る。ものに

ものなるべし。危（アヤフ）。ものに。ものに。ものに。

[illegible]。右の安要を安夜と活轉して[illegible]也。又亞尓阿倍貫[illegible]
[illegible]阿佐[illegible]交貫[illegible]とよびへ貫[illegible]俗みあへものを
どりふと同し[illegible]
假字し異なり。此[illegible]彼玉勝岡[illegible]四首の訓の解
の[illegible]

○[illegible]　○往左来左

又同云萬葉巻十四　二十一丁　安家奴思太久流[illegible]同
二十二丁　寺保斯等布故奈乃思良祢尓阿抱思太毛安波
乃敝思太毛奈尓己曽与佐礼[illegible]　二十七丁　阿我於毛乃
和須礼年之太波[illegible]　二十八丁　於毛可多能和須礼年之

太波[illegible]　三十丁　比登乃児乃可奈思家之太波[illegible]
此等の思太[illegible]言のことハ如何。答云。時[illegible]
[illegible]。今せのそ[illegible]
[illegible]。今も行[illegible]来[illegible]　又集中[illegible]往左来左行
佐毛来佐毛[illegible]左も此思太の約れる言なり。
其を朝も明時又此朝と[illegible]明時の義
の義なると其思太を約[illegible]阿佐ともいふ如し。太
と那と通ひ例を[illegible]巻三[illegible]伊奈太吉尓[illegible]
又波多薄を波那薄[illegible]

○わけわらば　○わく　○あまちぐり

加藤正庸　關宿侍士　問云、萬葉卷五　三十一丁　羨留乃其等和々氣佐我礼流、卷八　五十丁　秋萩子乃宇礼和々良葉尓置有白露　云々

義也如何　答云、物の乱れ安き物なれば、乱れ安き物なれば、乱れ安き物なれば、髮とわらけ、敬しりく坊の名なり

又雅子れ是ぞ　云々

○童をわらけ　云々

又問云、土佐日記ふ、ぢ、ぎ、きて　云々　此ほど紀注云々　寫誤して改云々　ゆぐつ行き　云々

外に例云々　答云　あやまりみそひらきき　云々

其顏のわらけ、眉も眼も口も、柱りあるまして、わらく　云々

卷十九に、青柳乃、細眉根乎、咲麻我理　云々也、

又同卷に於吉都奈義等乎年麻欲比伎　云々等乎年も、撓むして、貌の　云々

○つぐ　つぐ　つぐ

又問云、土佐日記ふ、ぢ、ぎ、きて　云々　此ほど紀注云々　寫誤して改云々　ゆぐつ行き　云々

外に例云々　答云　あやまりみそひらきき　云々

今此、詞の例を考ふ。萬葉巻五に、堅塩乎取都豆之
呂比（ロヒ）新撰字鏡に、醡（サカナツバレル）左加奈豆々志留。江家次第巻七に、
豆々志呂比（ソバシロヒテ）而服。源氏帚木に、づしりうち々せの言に、つぶさく、
つぶうちくゝ、れば、はこのうちそ、鉢と數ふ。
一つ二つ百（モ）つ萬（ヨロ）つ。都と重ねゝうちくゝ、そのうちと、ロに
ぶくと、いれてくゝめて、詩うちそふりはく。
そのうちにうちて、結（トデ）る。本、四もの言とすゆ、又糸を
綴（ツヅク）るのづ。糸を續（ツヅク）るちれづる也。又かゝ塩をづ
ちうち、粥を啜（ス）ゝ、甚を甲えば、するもづ。

須と都と通ふ例は、八雲立を、八雲刺（サフ）。
萬葉巻三四十八に、内日（ウチヒサツ）刺を、打久津（ウチヒサツ）。巻十三二十丁、宇知比佐都（ウチヒサツ）。巻十四廿六丁
おもうに、刺うちかれは、彼土佐日記のそは、ちくれうちの、
ちくこ、ゆれ、ちくうちくゝ、ちくば、づ口のうちてづ
くて、つきこ、ちくうちくゝ、ちくうちぎちう。元てかう何のそ体を。
ちうそ、味くゝ、浮ちそと、論そて、詞うちば、くゝばうちう
れうくちうれば、かゆそ、霧へるのゆうるゆうちてやみる。
そのふうして、性うちうちよ。

○ばば　ばれ

田村、邦親（上野桐生）問云、桐壺、梅壺、殿舎を指て、[illegible]

答云、桐花和語、春[illegible]、屏風、[illegible]

[illegible]壺[illegible]、此[illegible]局と

[illegible]引[illegible]、此、[illegible]

中ハ廣[illegible]、[illegible]狹[illegible]細と、[illegible]

葉壺（ごが）[illegible]そのごとく、又本ハ[illegible]桐を栽、[illegible]を

植[illegible]、[illegible]、[illegible]の庭も、四方を圍みて

[illegible]、[illegible]義、終[illegible]

[illegible]、[illegible]構[illegible]

[illegible]廣き処[illegible]口を狹くすること[illegible]

[illegible]、又方六尺を一坪（ひとつぼ）[illegible]

[illegible]瓶子、壺[illegible]

坂の[illegible]、俗[illegible]口をすぼめ[illegible]、又花の

蓋（ふたぶき）もあり、又[illegible]皿（ざら）、甲螺（かびら）子、粒（つぶ）[illegible]

[illegible]、即て[illegible]方[illegible]

[illegible]、本ハ四角の活用（はたらき）[illegible]、其（そ）桐壺[illegible]

壺、又坪[illegible]関（ふた）[illegible]、大[illegible]、小[illegible]、圓（まる）[illegible]

[illegible]

宇都ハ常ニ人乃
限りを先ッその本
のをどもをとり安うらしやむと思ひのそし
ひを世ニをかく くさまふ言の葉を捜ヲ
しきわざの姫ハ ひすくれ多うる中ニ年々随
華とうたものおハ ハへるやうそもく あらむのを
年の枕詞おらう うハ地の枕詞也外ニ用る事無
詞をれバかりうば ニちらば事かくるあらじ古學
とのひて詞の本 をくらくとするくうら ゆば
うられちうの ほどをもしらで ハうで彩し
仮のれどんとす るを ハるづられるうらつ
ましてよりをへ くるし中暑其本の絡ぎしとい
ら詞を只何とな ちくハひ出つるちりとミ外す
ちうらば言語の源を窮ハくし解つくハ雖き
ハちるうらずと 嘲天ハ月日れゆく所ちをを松
竹の色とちるず ふちらば予かくきぎと何をあ
うばとく弦をか ハへてうりきすり知ひ山ら
ひ故鈴屋先生を 彼近絡のちぶの今する真淵ぶ

弟子ハ古学者と ちゆ流ぶる此予ハくしも要
ちらばとて其こ とわり物ニかく見しきあり ハ
ぎうらうをりを ニをとハへるてそ物ぶるほし
きたちらとちる ヲけ見彼ちりハ天の名ちをハ松
ぶの色とやう ふ此ハ姑く古今のすひぶ変らばる
言のみならば 言ふ心得てをいりなんと今
後ニ宇都ぶ此 冊子ニ書出ちを中ちぶふ木ハ二
ハ言ふして代 ニの間ニちをく特しおる彩ハの
ハをうるをば ハうふロんそもく古事記書紀
乃記者ちらを ばハうめ専ら言のをを解て分註
をへ附ハられ 又作代ニハくれを講ぜちあられ
ちるちをひれ と朝の本をを捜求て説ちるふ
ちらばせぶふ ふもは世ニ生ヲて上つ代ハのうを
明らうんふを 詞のををよづれぶして何ニちり
てうハちり得べき中芳のまより世久しく紀
ヲて言のをを ちらばちりふてしうて学ひの道
の中ハく廢ヲ 来ちるを古學ちぶあり三ちる
ちく明らう ふちりゆきけるも偏ニ雄ニき

大人等、あまよりいられて、おのゝ詞の本を搜られ
しる功をらばや、又ちらるものを、年の枕詞とのみ
むばかりてやまんと、ちらば、年脚波安良良多安良良多
知られそれゝ、ゆうふ枕詞をらずも用ひしる
をちゞそ、ちらで過れば、ちゞまりもの学び
そ、ぬふちうじ、又何とをくゆひ、ちりと
えより外ふしとへるゝ、自られ独きさゞと
ちらはせるものをりそれ、ん、を用て人用の中に
その所由をくてゆひ出さるゞひとつゞふある
べきうは、よしやそとみをゞらハ考へ、ゝ、さゞと
も、むのゞゞゆふもさゞひて、ナヲさとれ
む、十のえうあるべく、百さくれば、百のえうある
べきわゞみて、ふつゝちらで過ちんゝそ、ゆはゞど
ちゞるべきわゞとうハしるちふをはのあやし
く、枕詞て言の葉をくゞゝわうち、五十音ゝ、ゝ
もゆそゞ、ゝき理りとふくみゝそ、ゆさはしをゞ
ゆ、ゞどりちりをゞば、おのゞうら言の葉ゞうり、歌
りき、ゆそちらゞと、思ひ貴みて、ゆふれ〳〵詞の源

とも、ちらはほしくちりぬべきわゞれるを、大方
かいるゆゝこゝをゆひ出る華ハ、おのゞそゝれ関
うるより、古学の大人ゝちを、ゆゝさゞりてのわゞを
なれば、ちんゞつらふゝまゝらハゞれど、彩ちう心
得りる人ゝも、ゝうゞれば、ゝのついでゝのゝう
ゝゝわるをりゝはほ言語の本義の事ハ、五十音図
説とゝつもゝのゝ、委しくゝあゞつらへれば、設允のを
ゝをちらて、ひらきゝゝ、ゝ。

○おもゝうゞ

○ゝ酉

橋木好里 粕壁新町問云、萬葉巻十二 二十九丁 駿馬之面高
ブタ ニクリテクベヒヤ
夫駄爾乗而應来哉、この面高夫駄ハ如何、答云、巻十
八 ナヒ小宇 ラマニフツマ 萬爾布都麻爾と、ゝる布都麻を、太馬の義
なれば、おも高ゞゝも、面高太也、ゝゝ面高ゝゝ、馬ハ頭

を高くあげくちくく牝ちゝ紋ふ。肥馬を指て。如此(カク)そ
つひちせられり。豚とぶるゝゆゝ。太肥(フトリ)ゝ獸ちゝり
つねゝゝし。今の言ゝ。ちゝくゝとぶくゝちゝゝ。
ほゝくゝちゝれゝ。結句は應来武(クベシヤ)ハ。ゆく道ーやハの
ちゝり。

○あとゝ

好里又問云白馬のゝ。玉勝間巻十三ゝ。古き物ゝ。青
馬とのゝ。ゝ。白馬ゝゝ。ゝゝ一つもゝゝ。物ゝ
圖融天皇の御世。天元のゝゝの。古の記録。又江家次第

ちゝ。白馬ゝ書て。平家盛集の歌ゝ。○ちゝ
ゝで牽ものとたゞ馬ゝゝ。ゝ。
當時既(ハヤ)く白き馬を用ゝ。ゝ。ゝ。ハ。ゝの青
馬とゞ改ゝく。白き馬ゝ。ゝ。延喜ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。禮記月令ゝ。孟春之月ゝゝ。
天子居青陽左个乘鸞路駕倉龍。ゝ。
ゝ。此説のゝ。答云。ゝ。
是古へゝの青駒と。白駒ゝ改ゝ。ゝ。ゝ記
ゝ。何の書ゝ。故今按ゝ。

其馬ハ元より白きを別れたるを口語に青馬といふ

なるべし。喪葬の時、衣帷幡などは、柩も何も白

尽くに飾れるものなれば、年始に白馬を忌て、青馬を

用ふべきなり。喪葬令に、轜車あれば牛あるべしとあり。

馬も白尽くに牽べきなり。さて萬葉巻

十三に、大殿矣振放見者白細布飾奉而有る、其白細布

とは、即て青幡之忍坂山者とあるに、又巻二に、青旗乃木

旗能上乎賀欲布跡羽目爾者雖視直尓不相香裳なる

ものなり。此葬の時なれば忌べきものなれば、狂在べし如く

思ふべし。白旗を指て青旗とは、なほ、なほ、なほ、

何も白きを白きを指て青とは、二つの例なり。此外

なほ、なほ、なほ、なほ、なほ、なほ、なほ、なほ、なほ、

白肩之津。萬葉巻十三に、衣袖大分青馬之云云。漢籍禮

記玉藻に、青紆褒註云素衣也。また唐萬楚詩に、白馬を

指て、青驄白玉鞍とあり。又宋詩に、白梅と碧梅とを

作りなり。これ其故由なるべし。如此當昔より、白

と青とを云ふなれば、忌べきものなり。

なほ、狂在べし姫りなるに、青き方へ、喝べきなり。

[illegible]・[illegible]・[illegible]・

行ふ。次第は、延喜馬寮式、騎射式、左右近衛式に見えたり。
の註に引くが如し。京極の馬場に、両日に分ちて行はる。
三日左近の芸を書。四日右近の芸を書。
藏の下塗を、射手と云ふ芸の如し。番と云ふ義なり。五日左近の真
手、番と、射手と、合せ書ふ義なり。
手書。六日右近の真手番。真手と云ふは、右の芸を対へ
と云ふ。言ふて俗に試みとぶ如し。此、真手番の日を、ひきりの日とぞ云ふ。
此、真手番の日を、ひきりの日とぞ云ふ。
言の意義
下の事多し。
誠に、大内へ乗入れば、此日を装束ぎて義
誠に、大内へ乗入れば、此日を装束ぎて義
成の馬場と云ふて、拙見車ぎて

大内の馬場に行く。馬場は、
馬場の日と。
五月五日に成れば、左近の馬場の真手・番の日と指す。
又今昔物語に、左近の馬場に五月六日に成る
其日を共に成る。それは、ひきりの日
彼、蔵の日に、既に一日試みる。二日の真手

者の日小、再び折うて、或こゝろうを云て、日折の義なる
ことあり、其を傑と一ちしきて、又再び舞て返ること、折
うて舞て、歌を一ふしうたふ、又再びうて、折
返て、こゝろうを云、詞の例と同しえれバなり、又節折ることあり、天皇のうた
なぞらへし、御形代ことゝ云れバ、節ハ竹の節、折ハ木を折うた
ゝかうし、又書紀に、三度と、三ヨリ、六齋日とムヨリノイミなり
訓るなりもなりと同韻なれバ、時〳〵と時〳〵と云ごゝ如し、折返
ことゝ此外これ言の例多なれど、今世考のごし、
なれ、駒馬も、なりなりて、續紀天平十九年五月一

西子朔庚辰、天皇御南苑、觀騎射走馬、

○諸國、神社なとゝ、行ふ処とれうれちりて、民の苦しきたち、甚く形
を詐りて、祝ふなどと、思ふて、其ちゝ、ハ、外功を
求つ、韓国、御親征の吉例と、なれるなり、遠事なるべし、
然、御出陣ハ、吉事記に、四月上旬と、あり、て、御凱陣
ハ、五月のことゝ、此て、出て、因て、委く、考へ、
きつるに、此て、用なきなり、
とゝなれバ者、

○まれびと　○ちぎとんる
○ふとゝれぶり　○ふとゝき

金子由賀　粕壁上宿　問云、いかなりせるのゝ、玉勝間巻三にも、
ふとゝれ、雀をゝ、雀をゝ、ふとゝれ、ふとゝれ、其をゝて、稀なる
ものゝ、ふとゝれバ、毎年ゝ、ふとゝる、雁と、取合せ、ふとゝ、かし

つぐなり。又薄の跡なるものなり。樸なるよ尾と振ル。鄉鈴の
一種なり。それなり。人の樸なるよ引と振ル。吾と(イモ)の二貌なれば
なるなれど。そもそも伝へる説なるく。拾遺抄。
外に此考へ侍るぬう。答云。旧説なるに傳へるなるく。鶺鴒の
ふハ決なるで。なるなる。散鈴と御云。所以の。洋うなるばり
なるなる。鈴一人なるなるなるな

ばらハ、學柱(ナヅバシラ)にて、古事記の彼段ふ、吾與汝行廻逢是天之御柱(ノミハシラヲ)而(セナミトノ)爲(ナシ)二(ニ)美斗能麻具波比(ビトノマグハヒ)と詔たまふ御詞より出たる
ものゝ同記雄畧大御歌に、麻那婆志良(マナバシラ)とうたひたまひ、
古言にてあるべし、此等ふ合せて、奈何詔鳥(イナネセトリ)とのみも、杉上件の
文の御言葉ノ出たるなるべしと知べし、古今集に、わがせこ
いなねせとりのこゑもせず、ねをのみなきてあけぬるものを、
歌にうたひて、鶺鴒を小鳥にて、雁のやうに合せ、ことばにて
鳴べきことばにもあらねども、あまりそゝかしきまでに、
毎年八月の末、九月の始にうたうたひて、門田の鳥
とゝまりて、その夜ひとへに清亮(ミヨウ)にて、此鳥ながれば、あるひは
来鳴なるゝふ、なるゝ物の人合せにかくなるべきなり、
あるひは大和物語に、やうと千鳥とうたふ歌、
やうとのみなくひとりねをのみなくとあるうたにて、
はるの郭と、なるの、なるのなるると、鳴なるとて、叩くなる音
かなるなるとなるなると、此もつまさ、精しうなるなるなる、
みなるなるふ、なるにすかるなるふ、なるの、なるなるふ、
物と叩くなるなるなるなるなるなるなるなるなるなるなるなるなる
あるふなるなるなるなるなるなるなるなるなるなるなるなるなる

[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

呼[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

霍公鳥と呼[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

背は鷹に似たり。腹真白にして、黒き斑あり。足
も細く黄なり。くちばしの赤きあり。始めはくちばしの
その形ちたがひたり。なほ鳴くこと、かつほに
似たり。夕べ鳴くも、いとゆゑ。夕べ鳴くものの
ちびしきなり。こゑ林にもなれど、元来をかしと
思ひ極て。ゆくびにたづねあるぬるなり。又かつらにもあ
ることゆゑ。霍公鳥先きなれば、この中比、みまつる
ものなれば。なほ聞きまさるべし。鳴て、常にみる。空飛ぶ
也。島なり。これ即ち呼子鳥なり。萬葉

巻一ノ持統天皇幸二于吉野宮時歌ニ

ぬばたまの夜の中山なほすぎて呼児鳥きなく時は越なれ

巻十ノ

かすがのの飛火の野辺ゆくすがの誰呼子鳥

同

ちはやぶる神の御代にはあらねども

七

あしぶきの山のもとゆ鳴くなる

同

あしぶきの山のもとゆ鳴くなる

七

あしぶきの山のもとゆ鳴くなる

霍公鳥と、あれかくこそ云へれ、外ならぬ山人たちと同
じくこそ、おもへ等、右の結とのと合せて、喚ふこと
うたへ、今のかくこそ云へるおもふ、おもふ、うたへ、
拙、今俗言に、かくこそ、彼が俗音とふりて、くぐる名也
○此鳥を萬葉に、果鳥（カホトリ）くこそ、彼、くこそとなく音と、
なれ直音に呼へる名なり、その心ばへ甲、み吟よるて、
甚、こそと鳴、彼、即、こよと呼、言なる故、こと人を
呼ぶこそと取く、負せる異名なるべし、ほとゝぎすに、霍公（クワクコウ）
郭公（クワクコウ）なども書なれども、彼、ゆくこそとほとゝぎす

くこそなれば、古人も若、雌雄とも思ひて
詠ずるなれ、此字の事、拙、考へ、考へ、
なれ、こそ、書なれ、
○ほとゝぎす
古今集春二、小野しらぬ、よみ人しらず、ほとゝぎす
なき、此を百千鳥の義なるく、諸鳥なれども、既に囀
囀居なれ、妻き、雛なき、今は誰も、なれ、
なれ、なれ、なれ、なれ、なれ、なれ、なれ、なれ、
雛なれ、なれ、なれ、萬葉の、なれ、百千鳥、百千鳥

[illegible]

張濱三百十五歳みつく。天皇の御まくらに奉り、なぐさめ奉る。

[illegible]百色鳥のさえずりに八千代とぞかれる

此所ニ百ゑの島といふ。ゑくのなぐさめ奉り。

又道遥院内府のしるし。

[illegible]

[illegible]

○磐之媛命　八田皇女命

磐之媛命のこと、八田皇女命のことを考へ合せ仁徳紀二十二年春正月、天皇語皇后曰、納八田皇女、将為妃時、皇后不聽。爰天皇歌以乞於皇后曰、[illegible]。此御時五首の唱和あれども、承引賜ず。三十年秋九月、此等の年号は、紀ハしき由なし。姑く本文ニつきて、ハなり。大怒拒難波宮を背き、山城ニ幸坐て、筒城宮ニ退き移りまします。御時も、舎人鳥山等、其外ハ御使を[illegible]。御歌ハ[illegible]。還り移りまして、居候なくて天皇御自行幸て、乞ひうけし時の紀、文ニ、時皇后令奏言陛下納八田皇女為妃吾不欲副皇女而為后、遂不奉見乃車駕還宮。

ニ去ラシテ終ニ彼、筒城宮ニテ薨ジタリ。寺部書紀古事記
ト合セテ、ケニ〳〵考ルニ、磐之媛命ハ、實ハ彼御時、妃夫人の列ニ
皇后ニマシマシ坐ザリツルニ、天皇ハ田、皇女を納テ、皇后ハ立ン
ト欲シ給シを、磐之媛命の御心ニ、吾ニヤ〳〵ト奉仕来テ、今更
其、下ニ屈テ、從ムカフト慷慨ハ、ナゲカハシ、拒ミ用ヒ給ハ
ムモ、ナゲカシキ、ナモアシビテモ、嫉妬モ、ホドコロアラン、姫
シモ、ユヱ、ナクシテ、ヲ、ヲ、ヲ

[illegible]の御妃として。書紀に。二年三月辛未朔戊寅に磐之媛命を皇后とす。[illegible]
例の漢文[illegible]年来夫婦の[illegible]
の御[illegible]わり。
此、天皇の御心おきてにて。[illegible]
[illegible]。[illegible]皇后に立[illegible]生んまする臣の女[illegible]
[illegible]の御定[illegible]。又彼、八田皇女を納んとすれば強く
[illegible]拒[illegible]。[illegible]
[illegible]。元て上代[illegible]既に皇后に立賜ひ[illegible]
御名と申す悼る例[illegible]磐之媛命に肩りて古書に御
名と記せるべき。其を書紀[illegible]數を出[illegible]

[illegible]皇后[illegible]磐之媛命と多く御名と記
[illegible]。彼二十二年の時に大御歌[illegible]。以破能臂謎錢、[illegible]
[illegible]。諸陵式に平城坂上墓、磐之媛命在大和國添
上郡。萬葉卷二に難波高津宮御宇天皇代磐姫皇后思
天皇御作歌萬葉考[illegible]。此磐姫二字をひがごと也
[illegible]。此等[illegible]妃夫人に列[illegible]
故に。御名以て申傳へ[illegible]。[illegible]ば此段に田道ハ
作せるの間此天皇の[illegible]皇后と申す。[illegible]
如此[illegible]嫉妬[illegible]所以[illegible]

たまふと。其御歌ぞ多く。前後十五首ゝ互に長談を
し。俳優を以て傳へ。ものがたりしと書紀ゝ皇
后。事記ゝ大后と記しまゝ。此磐之媛命ハ。御子多く
坐く。履中天皇。反正天皇。允恭天皇。三御世の天皇。代所出ゝ
生々坐ぼ。其三御代れぼ。尊み崇く。此頃いとゞ
あらされどなのづうゝ皇后
と。崇めて。皇后と申しまゝ。皇后
ばゝ前ゝ及して。ものゝ記しつゞけ。ものゝ皇后ゝ
ばゝ名ばゝ。ものゝ御世ものゝ
記し傳へ。ものゝ。彼八田皇女を。菟道若郎子の御

妹ゝ生々坐ぼ。此皇太子薨坐時。ものゝ御遺言ゝ
もものゝ。ものゝ其ものの紀文ゝ。太子啓兄王曰云云乃
進同母妹八田皇女曰雖丈足納掖傍充庭之數乃
且伏棺而薨云云。
ひく。終ゝ天皇の御為ゝ。御自死ぼ。御位ゝ代れ御
遺言ぼ。天皇も背き賜ぐ。命のまゝ。御位
のものゝ。此皇女ものゝ。皇后ゝ立坐ぼ。
後の年月ハ。彼嫉妬ものゝ。御心ものゝ。
ゝ坐ぼ。

[illegible]。二十二年春。八田皇女を宮中に納て。皇后[illegible]立[illegible]
[illegible]。故磐之媛命の御為[illegible]。[illegible]
[illegible]大宮へ[illegible]還[illegible]。書紀に。三十八年
春正月癸酉朔戊寅。立二八田皇女一為二皇后一。[illegible]磐
之媛命を皇后と記せり。磐之媛命の薨坐し後の年
季[illegible]。文[illegible]バ。[illegible]。此事[illegible]
合[illegible]。[illegible]媛命を皇后[illegible]。[illegible]
[illegible]。續紀巻十一。聖武天皇。立正三位藤原夫人為皇
后宣命に。藤原夫人乎皇后止定賜[illegible]

未示波不有難波高津宮御宇大鷦鷯天皇。葛城曽豆
比古女子。伊波乃比賣命皇后止。御相坐而。食國天下
政治賜行賜家利。今米豆良可。余新使政者不有。未
曾理行来逆事曽止詔て。此磐之媛命を例に引て。
臣の女を皇后に立[illegible]。[illegible]。[illegible]。

王、女をも立為皇后と記されたるは例の潤色の文にて、書紀にはかゝる漢様の飾にて事實は推へるその多きを、人まとはせなる、皆妃夫人妃列ならしむ古事記にも明らかにて上代かく嚴重なるふり賜ひ所以なり、君と臣と尊き卑き差の違ふ事は神随の大御種亂を重みしたる事なるのみならず、偏に神随の大御種亂を重みしたる事なるのみならず、偏に神随の大御種亂を重みしたる事なるのみならず、偏に

○喚子をなとせる説の誤

おのゝ等雄此冊るの刻なきをりうち、そ刻よ
ゝ丈江戸ふとのしゝゝるふいうふさく傳へ々弄
歳をおくりの或人のいひゝるを、守部翁の伴る
を考をやくおるとの志を人物発じい変るや
ら、伝ふゑかつこうをと、大づらうふ宮めくさる
べき引證もわゞびその論もいとおろそうなり、
今云ゞ辯ぞるまぐもなくかの考ハを来とせ
し後拾集新抄ふいう変る説ふく破きさるふ形ふ
ゝといへるをいうふいひごさおをやと問ゝる
ふ云へゝらく云ゆ翁ハかくゞうふらぬ物の
ら変をお恥ゞたに捜ら翁る考ふ人ふも創し自
らもぬまれざるを、ごきうれ人のごひさくふつ
ゝく、はうらぞかる冊るもおふふるわざなき
ばそ物ふゝをそのの問へる人に恵しくその説
の要きふ過ゝるもあり又こゝをハぬさまれ
るもをく形うらゞ、そのうへかの考ゝいなおゝ
せるの国ふうつゞいへるふくそ人のいひ思へ

るふしを、古今の抄抄、抄聴、万葉考などにゆづり
て、たゞその餘りを論ひ、その前り新き說をもふ
を、萬葉集は說を以て、解しらもとる、ゆゑ引證を
しるいとゝ、等雄れもふ、よぶこゝを、作ふいそ
力るかつこうをといえもとるは、やく東野列
の、古今傳受箱内切紙と云物ふ、そゝとるふ
くゝとも東國の力なふく、豆まきをとゝいふを、
之月ばうりかきゞ、こゝを、やく、鼓を時よりい
ひ、又よぶこゝを、唱へまもるあるをくゝその作
きまをいひ、ふく時といひ、萬葉集の說ふ、悉くよ
くサひしるをれり、ふも、京たゞうごゝめ考へな
る、要しいぐゝは、抄の說を、辨へむ、彼抄ニ、喚
下鳥を、源とゝも、東ふ、を、に、秋めゝ、ちと
ふ、もよゝを、る說、万葉、よゝはじめゝ、かゝ、ふゝ
えゝゝとわる、此を、即ち、ゝ、ゝ、ゝ

春部に収らるべく、橋の歌は中に出、又六帖に、夏
よりつゞくいづきの組歌に
も、遠くも、新に、さしくらべ、そのうみ、旅に一
名とよぶこゝろといふ、歌は、いつも時々
雑なるべし、必雑の中に入べく、季歌に入べ
そのふるゝ、右は、めぐ、こゝろ、新とゝ、ちき
りこゝろ、ふも、夏に、収め、新と、あやまり、ほゝ、号、
部に収めらるゝ、必ぞ、は、時と、ゆめ、ゆ、
ゝ、ゝ、でハ、う、歌い、新し、そゝ、雲、雀、部、新、
皆、ゝ、時、ゝ、ゝ、ゝ

たゞ始そ泣ぐらふいるをみく者る時わてくる
にあらび又豆時も本ふ所てのこなさく えど
びたゞらハなくぬ多あるを万葉集ふよめるさ
ま皿ぞ宝飛ふ多鳥ゑらでハ時ひ鶏きる所落の
いてきるぶ妙しふねれ山ゆ秋つべ下正ゆわ
よ水流のよのこ考く平る考なく
るそたき平る考風毒やへ山こえ平る考なく
やあぶ林るやどもあらなくふたるも彼かつこ
うるふそよくうの形ひて そのさ内てるぶぬくち
ろ正始ふハいとくくしくぶなよべくもおら
ぞうゝを鳥のころくくちく部子品来とよ
こなせるうごつこくに彼うつこうゝゆこ色をか
くこよとゆさまふてをしく修小一名とれ
るなるぞし元てそらをれて右の数考をホと
したちへ形かくくくる陳しいふるあらび又も毒
ゝしゝ辞へつぞし。

池庵播守部大人著述目録

讃大江戸歌 石摺一冊 出來
山響冊子 一名曰難語考 初編三冊 出來
同 二編三冊 嗣出
同 三編二冊 嗣出
同 四編三冊 嗣出
長歌撰格 二冊 近刻
短歌撰格 二冊 近刻
文章撰格 一冊 同
詞花摘藻 小本三冊 同
五十音圖説 一冊 同
忠孝歌 一冊 同
古史鈎玄 七冊 此書ゆはら日本紀古事記舊事本紀古語拾遺祝詞等の旧辞ふつきて近世古學者の惑説を辨ゝ初て古傳説の意味深長なる奥旨を解事を考出られて巨細ま導き諭さるさる書ホゝあれバ此書ホ寄て學ふ時ハ中ゝふ神典の難さ疑関も開ゝをぬべきるゝ

蘆荻鈔 十五冊　此書ハ日本紀古事記ニ載れる歌どもを一ツニ合せて其御代〻の順ニ次第し歌毎ニ先ツ其前文の意を釋して其時の有様をよく心得させ次ニ歌の意を委く解き諭さんまハ其世ニ在て其歌を聽ケ如くいと〻悟りて安きのみならず翁ハ古語を解ク事ニ妙を得たるまさんバ先きの註どりの非も自然ニ知らんあまたの難歌難語も悉く明らかなりて凡上古の歌ニ註釈此書ニ優りて委き物又なる事なし

雅言海 二十冊　此書ハ神代より中ごの末ニ至るまでありしなる書どもの中より歌辞文詞ハ更ニもいとゞ衣服器財草木鳥獸等の名ゆいくるまで普く書拔き其語の出所注解等まで成く詳ニし十三門ニ部を分ちて尤見安くせらるまさんば學者の為ニ有用なる支漢籍の字典世俗ニ節用の如き書なり

過雲鈔 二冊　此書ハ賀茂翁の神樂催馬樂の小註を原として其餘の説等をも補ひ自己の考へをも加て注せらるる書

土佐日記輻注 二冊　伊勢物語箋注 二冊

宇都保物語觴 三冊　榮花物語總論 一冊

此等も大〻皆稿成さんバ

但し小上木もべし

天保十年巳亥十一月刻成

發行
書舗

京都寺町通松原下ル　勝村治右衛門
大坂心齋橋通安堂寺町　秋田屋太右衛門
尾州名護屋本町七丁目　永樂屋東四郎
勢州松坂日野町　柏屋兵助
仙臺國分町十九軒　西村治右衛門
水戸下町青物町　須原屋安次郎
江都淺草第一町　須原屋伊三郎
同日本橋南壹町目　須原屋茂兵衛